

自動車税種別割の課税誤りと還付について

令和元年度に行った徳島県税条例の改正により、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けたロータリー・エンジン車の自動車税種別割について、条例と異なる課税をしていたことが判明した。

1 概要

自動車税種別割は、自動車の所有者に対して毎年度課される税金で、条例により構造や用途等に応じて税額が規定されている。

乗用車については、総排気量により税額を決定しているが、ロータリー・エンジン車については「車検証の総排気量に1.5を乗じた数値」を総排気量とみなして（「みなし規定」という。）、税額を適用することとされている。

2 経緯

平成31年度税制改正において、自家用乗用車の自動車税種別割は、

- ①令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものは、税額を引き下げる
- ②令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものは、従来の税額を適用するとされたことから、令和元年7月に条例を改正。

その際、②の改正部分に「みなし規定」が必要でしたが、これが漏れていた。

現在まで、②のロータリー・エンジン車に対し、「みなし規定」があるものとして、従来の税額を適用していたが、②の改正が適正に行われていなかったことから、対象車両の税額が過大となっていたことが判明。

3 対象（令和6年1月31日現在、R元～R5年度の累計）

対象者	対象車両（課税件数）	還付総額
337人	315台（962件）	5,283,700円

4 今後の対応

- （1）早急に対象者に対しまして謝罪文と減額通知書を送付し、還付手続きを行う。
- （2）令和6年度以降の課税の適正化に向け、今議会に条例改正案を追加提案できるよう鋭意作業を進める。

5 再発防止策

今後同様の事例が2度と発生することがないように、徹底した確認作業を行い、再発防止に向けた組織的なチェック体制を強化する。